

## 町村議会議員報酬への若者手当・子育て手当の支給制度の創設を求める意見書

地方の自治体は首長や議員のなり手不足の問題に直面しています。2015年の統一地方選挙では町村議員は定数の約22%が無投票当選で2013年に次ぐ過去2番目の率の高さでした。投票率も下がっています。

地方自治は住民が首長と議員をそれぞれ直接選ぶ2元代表制です。議会には議決権があり、首長の執行権をチェックします。2000年に地方分権一括法が施行されて以降、地方への権限移譲が進んでいます。

地域の実情に合った独自の施策が求められます。また、人口減少や高齢化、財政の悪化にどう対処していくか、自治体の生き残り策を考えなければなりません。町村議会の重要性の高まる中、議会活動の増加、議員の責務の重さは高まるばかりであります。

しかしながら、議員報酬は充分ではありません。

全国町村議会議長会によると、2016年の首長の平均給料（月額）は72万円ですが、議員報酬（月額）は約21万円です。他に収入が無いとやっていけません。任期4年で選挙があります。議員のなり手不足は当然おこるべくしての結果だとも言えます。

これからの時代、多くの自治体は利益の分配ではなく痛みの分かちあいになります。それぞれの地域に即した政策が求められます。その計画を綿密に仕上げる能力を身につけた若い人材が議会にも必要になります。子育て中の女性の議会参加も強く求められます。議会の提案能力が高まれば2元代表制が充実していく事になります。よって下記の事項を強く求めます。

### 記

1. 若者手当・子育て手当支給を可能にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月12日

埼玉県比企郡嵐山町議会議員 佐久間 孝光

提出先  
内閣総理大臣  
総務大臣  
衆議院議長  
参議院議長